平成３０年（フ）第３８２号
神戸市兵庫区荒田町３丁目83番５号アベニールⅠ202号
債務者　藤田　詠子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０２号
神戸市北区花山台18番36号
債務者　石井　涼策
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５８号
千葉県袖ケ浦市久保田2331番地１
債務者　近藤　久江
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第６０号
千葉県袖ケ浦市横田2938番地１
債務者　𠮷村喜美子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第２１２号
名古屋市西区中小田井３丁目476番地　多賀アパート北角
債務者　菅原　敏枝
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５９０号
愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中28番地
債務者　佐橋　修平
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６１８号
愛知県大府市柊山町５丁目338番地　県営大府住宅１棟205号
債務者　若杉　　綾（旧姓板狩）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７４号
神奈川県中郡二宮町中里711番地の３　Ｋフォーリストハイツ Ｂ102号
債務者　相原　幸次
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第５９号
松江市東出雲町出雲郷394番地５
債務者　小松　博幸
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６０号
神奈川県横須賀市二葉２丁目23番５号
債務者　山戸田奈示
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２７１号
神奈川県平塚市御殿３丁目18番13号　スミヨシハイツ206
債務者　山本　明男
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３０９号
千葉県柏市高柳1430番地36　フレシールＢ－103号
債務者　津田　　徹
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３３７号
千葉県松戸市松飛台535番地の１　白鵬ビル302号
債務者　中城　正人
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３５７号
千葉県我孫子市柴崎台３－８－７　プラムガーデン我孫子内、住民票上の住所千葉県我孫子市中里60番地の１
債務者　中野　　清
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３６２号
千葉県野田市岩名2015番地の39　ヴィラパレス川間壱番館202号室
債務者　髙木　三晃
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３９７号
千葉県松戸市小金原７丁目１番地　小金原団地12棟405号
債務者　佐竹　舞子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２４４号
神奈川県横須賀市荻野11番21―303号
債務者　相川　雄司
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部